

3契第137号  
令和4年1月24日

建設工事入札参加者 各位

上田市長 土屋陽一  
(財政部契約検査課)

## 災害復旧工事における入札制度等の取扱いの終了について

日頃、市行政の推進にあたり、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

令和元年に発生した東日本台風(台風19号)及びそれ以降に発生した災害による復旧工事につきましては、建設工事等に関わる業者の皆様の御協力をいただき、着実に進捗しているところです。

市では、このような状況を踏まえて、下記のとおり災害復旧工事における入札制度等の取扱いを終了し、従来の制度に戻すこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 現場代理人の兼任可能な工事件数について

現場代理人が兼任可能な工事件数を「5件」から「2件」とします。(適用日前までは5件まで兼任が可能ですが、適用日以降は手持ち工事が1件以下となるまで兼任はできません。)

#### 2 工事検査について

契約金額が建設工事200万円以上、建設コンサルタント業務等300万円以上となる案件は、契約検査課による検査を行います。

#### 3 発注標準の緩和について

災害関連の土木一式工事の一般競争入札に限って発注標準を緩和し、1ランク上位に区分されている工事についても応札できることとしていましたが、これを終了します。

#### 4 適用日

令和4年4月1日以降に公告される入札案件から適用します。

上田市 財政部 契約検査課  
電話：0268-23-5257  
FAX：0268-23-5116